

隠岐ユネスコ世界ジオパーク海士町島前拠点施設魅力化事業 仕様書

1. 業務名称 隠岐ユネスコ世界ジオパーク海士町島前拠点施設魅力化事業
2. 業務場所 海士町大字福井 1375 番地 1
3. 業務期間 契約締結の日から令和 2 年 2 月 20 日までを予定

4. 業務概要

本業務は、海士町（以下「発注者」という）が計画する、隠岐ユネスコ世界ジオパーク海士町島前拠点施設魅力化事業における展示設計及び展示製作・施工を行うものである。

展示設計については発注者及び隠岐ユネスコジオパーク推進協議会の指導・監督のもと協議のうえ進めるものとし、展示物の製作及び施工にあたっては、同拠点施設建築工事と調整を行いながら、施設全体の整合性について十分に配慮し、隠岐ユネスコ世界ジオパークの拠点施設として行うものとする。拠点施設については、機能別の規模として以下を設定する。

- (1) ジオ研修室 : 隠岐ユネスコ世界ジオパークの解説を主に行うスペース 104.55 m²
- (2) ジオラウンジ : ホテル宿泊者が主に利用するジオパークの情報発信スペース 112.333 m²
- (3) ジオホール : ジオ複合施設入り口から導線部を含むスペース 128.27 m²
- (4) その他 : 事務室、収蔵室、ホール等を含め、ジオ複合施設として合計 844.94 m²

※ ゾーニングについての最終的な仕様については、協議の上決定するものとする。

5. 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

業務実施にあたっては、事前に業務実施計画書及び工程表を発注者の担当者に提出し、承認を受けること。

(2) 基本設計の検討・実施設計

拠点施設の基本設計については、発注者・隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会事務局（以下「ジオ協」）及び有識者による協議に基づき検討し、基本設計の基づき実施設計を行うこと。

実施設計において、各スペースの展示に関する詳細設計図（平面図・立面図、展示什器等）及びグラフィックイメージ案等を作成すること。

(3) 展示製作

展示物の製作については（2）の実施設計に基づき製作するものとし、展示物に含まれる地図をベースとする展示物及びコンテンツの製作にあたっては以下の条件に従い作成すること。

- 3-1. ベースとなる地図データについては、国土地理院発行の最新地形図を基に作成された 2 万 5 千分の 1 デジタル地図データベースと同等以上のデータを使用すること。
なお、使用する地図データベースは年 1 回以上の更新を行っていることを条件と

する。

- 3-2. 立体地図データ及び立体模型の作成にあたっては、国土地理院発行の最新地形図を基に作成された2万5千分の1デジタル地図データベースと同等以上のデータの等高線データより10mメッシュ標高データを作成し、この標高データの解析により立体地形モデルを作成すること。
- 3-3. 道路情報等については、国土地理院発行の最新版地形図及び一般財団法人日本デジタル道路地図協会（DRM）のデジタル道路地図データベースと同等以上のデータを使用し最新のベクトルデータを作成すること。なお、使用する地図データベースは年1回以上の更新を行っていることを条件とする。
- 3-4. 植生・土地利用・季節・天候・日照に応じた地表面を表現するテクスチャを作成し、上記の立体地形画像と重ね合わせ3D地図データを作成すること。テクスチャ表現については別添の内容、または、これと同等の表現とする。
- 3-5. 海底地形については、一般財団法人日本水路協会海底地形図（M7000シリーズ）と同等以上のデータを使用し詳細な海底地形を表現すること。なお、隠岐諸島陸域とシームレスな海底地形データを作成すること。
- 3-6. 地図データ編集作業については、測量士の監督の下において作業を行うこと。

6. 検討体制

展示基本計画・実施設計及び展示製作を実施するにあたり、専門的な助言を得るために有識者による展示設計監修員を配置し、発注者及びジオ協と検討を行うこと。

- (1) 受注者は展示設計及び施工の監修員として、学芸員及び地球科学分野に関する博士号・考古学に関する修士号と同等以上・森林科学に関する修士号と同等以上を有した者を配置すること。
- (2) 受注者は3名以上のジオパーク有識者から構成する監修員を配置すること。
- (3) 個別の監修員との調整はその都度実施し、検討内容を記録する。

7. 成果物

次にあげる成果を提出し、提出された成果物は全て発注者に帰属するものとする。なお、報告書等の提出部数や図面等の電子データの形式については、発注者と協議の上決定する。

(1) 展示計画・設計

- ① 展示基本計画書（概要）
- ② 展示室などのイメージパース・検討図
- ③ 実施設計書

(2) 展示製作・施工

- ① 展示物：設計図書に示された展示物及び、コンテンツ一式
- ② 機器関係：設計図書に示された機器・機材関係一式

- ③ 電子媒体：展示物として製作された地図・映像動画・グラフィックデザイン（パネル・看板等一切）の電子データを格納したハードディスク 1 台とする。
報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）1 式とする。

- (3) 業務実施計画書及び打合せ記録簿用報告書
報告書 1 部（A4 版）

8. 業務実施における注意事項

- (1) ユネスコ世界ジオパーク及び日本ジオパークの理念に基づき計画検討を行い、基本計画・実施設計及び展示製作・施工を行う。
- (2) 業務の遂行に当たっては、監督職員及び関係者と調整を図り業務を実施すること。
- (3) 設備等の各部の操作は安全かつ容易に行えるものとする
- (4) 高齢者・子供・体の不自由な方や外国人への対応、ユニバーサルデザインの採用については、法令に定める基礎的な基準を考慮し、展示品の見やすさ・見栄えを検討する。
- (5) 適切な改修規模の検討（経済性）。
- (6) ランニングコストの提言及び什器・仕様品目の耐久性。
- (7) 業務の遂行に当たっては、本町が別途進める建設事業の施工中に作業を行うため、建設工事の関係者と相互に協力するものとし、特に工事区分及び工事行程の連絡・打合せ、展示物の現場納入、設置・調整等の実施について十分な調整を行うこと。
- (8) 展示ケースや備品の搬入、据付け及び調整に当たり、建築や設備等に損害を与えないよう、必要な措置を講ずること。なお、損害を与えた場合、現状復旧を行うこと。
- (9) 受注者は業務の実施にあたり、発注者と連絡を密に保ち、随時報告を行うものとする。

9. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、発注者が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. その他

- (1) 受注者は、本仕様書及び業務において疑義が生じた場合、または見解を異にする事項が発生した場合、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。